

平成31年(2019年) 4月1日から

# 資源物の「持ち去り」禁止!

市民の良好な生活環境を守り、市が廃棄物を適正に処理することを目的として、  
条例により資源物の持ち去り行為を禁止します。

違反すると、氏名等の公表や20万円以下の罰金が科せられることがあります。



As of April 1st, 2019, an ordinance will be enacted that prohibits the removal of recyclable materials including cans, bottles, paper, cloth or metal from designated locations. Transgressors will have their name made public and be subject to a fine of up to 200,000 yen.

根据条例规定,2019年4月1日起禁止擅自取走资源垃圾。  
不得从规定的场所擅自取走易拉罐、玻璃瓶、纸张、布料、金属等资源垃圾。  
若违反规定,将公布姓名或处以20万日元以下的罚款。

조례에 따라 2019년 4월 1일부터 재활용 쓰레기를 개인이 가져가는 것을 금지합니다.  
소정의 장소에서 캔, 병, 종이, 천, 금속을 포함한 쓰레기를 가져가는 것은 조례 위반입니다.  
위반하면 이름의 공개 또는 20만엔 이하의 벌금이 부과될 수 있습니다.

**何を** 持ち去ってはいけないの?

カン、びん、紙、布、  
金属を含むものです。

**誰が** 持ち去ってはいけないの?

市と、市の委託業者を除き、  
すべてのかたです。

**どこから** 持ち去ってはいけないの?

市が収集している  
「所定の場所」からです。

**なぜ** 持ち去ってはいけないの?

騒音やまき散らしなどから  
生活環境を守り適正処理をするためです。



吹田市 環境部 事業課

〒565-0862 吹田市津雲台7丁目7番D138-101号

電話 06-6832-0026 FAX 06-6832-0092

裏面も  
ご覧ください



吹田市イメージキャラクターすいたん

# 市民のみなさまへ お願い

★ ごみは収集日 **当日の朝** 8時までにお出してください。  
深夜早朝の持ち去りを防ぐため、ぜひ、御協力ください。

★ 行為者と**接触しない**でください。  
思わぬトラブルに巻き込まれるかもしれません。安全第一でお願いします。

## ●●● 持ち去りをしているあなた ●●●

そんなこと言われても  
生活がかかっているし  
どうしよう…



### ちょっと待って!

所定の場所へ排出された資源物は、市による適正な処理を前提に、市民のみなさまが分別・リサイクルに御協力してくださったものです。  
《あなたが、勝手に持ち去っていいものではありません。》

生活に困っている…  
経済的に苦しい…

そんなあなたは

**相談無料**

### 生活困窮者自立支援センター

電話 06-6384-1350

吹田市泉町1丁目3番40号 市役所1階 **114番窓口**

〈受付時間〉月曜～金曜(土日祝日・年末年始はお休み)

9:00～12:00 12:45～17:30



社会福祉法人

### 吹田市社会福祉協議会

吹田市出口町19-2 総合福祉会館2階

電話 06-6339-1205

生活・福祉の相談員  
(CSW)にご相談ください

お仕事を探すあなたをフルサポート!

## JOBナビすた

- 就職相談・セミナー …………… TEL.06-6310-5866
- 職業紹介・求人企業について … TEL.06-6170-8972

月～金曜日・第1土曜日 AM11:00～PM7:00

〒564-0082 吹田市片山町1-1 メロード吹田一番館2F



相談してね。



吹田市 環境部 事業課

電話 06-6832-0026 FAX 06-6832-0092